

## 最終処分場所、及び処理能力

発注者から、受注者に委託された産業廃棄物の最終処分は次の施設で行う。  
尚、最終処分施設の追加及び変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに追加及び変更後の許可証の写しを提出しなければならない。

番号	事業場の名称	所在地	処分方法	処理能力	許可番号
①					
②					
③					
④					
⑤					
⑥					